

RD 最終処分場問題対策委員会 第1回専門部会 概要

日 時	平成19年3月12日(月) 10:00~16:40
場 所	滋賀県庁 別館 大ホール(2階)
出席者	委員：樋口委員、尾崎委員、勝見委員、横山委員 わざらば：環境省近畿地方環境事務所 苗村係長 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 猿田次長 事務局：上田琵琶湖環境部技監、鈴木資源循環推進課長、 中村最終処分場特別対策室長
傍聴者	11名
次第	1 開会 2 議題 (1)専門部会について ・部会長の選出について ・副部会長の指名について ・専門部会の運営について (2)最終処分場の現状評価と課題の整理について (3)追加調査について (4)その他 3 閉会
議事概要	<p>【部会長の選出および副部会長の指名について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会長は、尾崎委員より樋口委員への推薦があり、出席部会員一同の承認をもって樋口委員を選出。 ・ 副部会長は、樋口部会長から尾崎委員を指名。 <p>【専門部会の運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会の公開と傍聴要領、議事録の取扱いについて事務局より説明。(資料1、1-2、1-3) <p>【最終処分場の現状評価と課題の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最終処分場の現状評価と課題の整理について」(資料2)を用いて事務局より下記1から5について審議事項を説明。 <p>1. 地下水について 地下水と浸透水の測定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、基本的には全量分析とろ過後ろ液の測定を行うこととする。 <p>~ 質疑応答 ~</p> <p>(横山委員)・ 市 3井戸で総水銀が常時環境基準をオーバーして検出されている。塩素の影響はあるか。</p> <p>(部会長)・ 水銀の原因として、塩素がドライビングフォース(推進力)になる可能性はあるが、発生源等の調査から今後、解明されると思う。</p>

地下水と浸透水の汚染の評価について

- ・ 評価基準については、既往調査と同様、地下水は安定型最終処分場の"周縁地下水基準"で、浸透水は同浸透水基準で評価し、フッ素とホウ素は、今後も地下水環境基準で評価することとする。
- ・ 経時的な評価についても従来どおりとし、傾向をみる必要もあるので平均値や最大値などを示すこととする。

～委員意見～

- (横山委員)・ 一般的には平均値で評価するが、場合による。そのことを確認の上であれば、評価方法は決めつけないでよい。
- (部会長)・ データ全体を見渡す上での一つの指標として今後も平均と最大を使えばよいのではないか。

地下水汚染の有害物質検出状況について

- ・ 有害物質が定常的または時々検出される原因としては、「降水の有無」、「測定精度」、「二次汚染」が考えられる。
- ・ シス-1,2-ジクロロエチレンのように今後増加するおそれがあるものは、長期的にモニタリングしていくことが必要である。

～委員意見～

- (尾崎委員)・ シス-1,2-ジクロロエチレンについては、恐らく当初なかったものだと思う。TCE等の微生物分解が考えられ、これからも、注視する必要があると思う。
- (部会長)・ 原因というよりも、今後のモニタリング状況を見ながら解釈していくしかないと思う。

地下水中のヒ素、フッ素の自然由来の可能性について

- ・ 自然由来の可能性はあると思われるが、処分場下流側については処分場の影響も考えられるため、どこまでが自然由来と言えるのか判断が難しい。

～委員意見～

- (横山委員)・ ヒ素、フッ素の自然由来をはっきりと証明することは難しい。

地下水のダイオキシン類の評価について

- ・ 滋賀県下でこれまで測定した明らかに汚染がない箇所の地下水の試験結果を統計処理した 0.2pg-TEQ/L という数値は、一般的な評価として、ダイオキシン類汚染がない数値として整理してよいこととする。

県 3 観測井の状況について

- ・ 現況の県 3 井戸は適切な井戸構造を有しているとは言いがたいの

で、新たに設置しなおした上、測定及び評価を行うこととした。

～委員意見～

(横山委員)・ 全面ストレーナー加工してあるので、古琵琶湖層、浸出水、沖積層や人工堆積物からきた地下水が混ざっている可能性があり、モニタリングの井戸として適切とは言いかねる。日によって検出が異なるのも、同じ水という確証がないことから考察に困る。

県 2 観測井の状況について

・ 地下水流向の上流側にあると考えられる県 2 井戸でヒ素等有害物質が検出されているが、ストレーナーの上部と下部では電気伝導率が異なり、下部が高くなる傾向がある。底部では処分場の影響もあると考えられ、採水時には適切な方法で実施して欲しい。また、地下水流動方向もきちんと調査する必要がある。

～委員意見～

(横山委員)・ 井戸の一番下部には処分場からの影響の水がやや入っており、上のきれいな水と分けて考える必要がある観測井だと思う。
(尾崎委員)・ 後の対策を考える上で、ここの位置だけでなく、地下水の流れをしっかりと把握することが非常に重要である。

水銀の検出状況について

・ 市 3 井戸ではろ過後試料についても検出されているが、ヘキサダイアグラムの状況から、処分場の影響も少なからずあると判断する。

～委員意見～

(横山委員)・ 総水銀がろ過後も出てくるということについて、塩素イオンが少しは関係しているのか疑っている。
(部会長)・ ヘキサダイアグラムからも処分場の影響も考えられるのではないかと思う。

汚染されている帯水層について

・ Ks2 層は汚染されていると判断されるが、Ks1 層は不明である。今後、Ks1 層のみを対象とする測定・確認が必要。また、Ks2 層は廃棄物層に直接接している可能性があり、難透水層の有無と地下水流動機構を解明するための調査が必要である。

～委員意見～

(横山委員)・ Ks2 層がこの前の深掘りの孔の中で確実に削られ、廃棄物に直接接触していることはほぼ確実である。地下水方向は南西側が上流で、北西が下流であることは確かであるが、上流である県 2、県 4 井戸も汚染されている懸念がある。

2．地質構造について

地質構造の確認について

- ・ Ks0 層は汚染されていない層として整理でき、ボーリング調査対象から外すこととする。火山灰分析の実施は否定するものではない。
- ・ Ks2 層は改変を受けている可能性もあり、原型の層が残っているような場所をボーリング調査位置に選定すること。例えば工業技術センター北西の崖あたりがある。Ks2 層がどこで地表にでてくるのか確認する方が良い。
- ・ 透水試験は原位置または室内でもオーダーの議論になると考えられるので、室内試験で差し支えない。

3．表層ガスについて

ガスの周辺環境への影響について

- ・ 処分場内部で硫化水素等を生成していても、現時点において大気環境等への支障は生じていない。このため、早急に対策等の措置を講じる必要はないと判断する。
- ・ ただし、埋立地内の安定化への状況を知るうえで、処分場内の現況を把握することは必要であり、硫化水素のほか、メタン等についても測定を行う必要がある。

～質疑応答～

(横山委員)・ 最近のボーリング調査でガスは出たか。

(事務局)・ ボーリング孔から吸引して分析は行っていないが、VOC 関係のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、検知管で確認をしている。

(勝見委員)・ 現状のメタン濃度はどうか。

(事務局)・ 平成 12 年 6 月から平成 13 年 7 月の調査で、KB1 から約 45 万 ppm が検出されている。

4．廃棄物について

廃棄物の性状（有害物質）の確認について

- ・ 未調査区域での廃棄物調査は必要であり、調査の方法は事務局で検討すること。

5．焼却炉について

焼却炉にある焼却灰の周辺環境への影響について

- ・ ピット内の水（雨水）の状況把握も含め、現段階において生活環境保全上の支障として判断できる段階ではなく、部会意見としては保留することとする。

～委員意見～

- (部会長)・ 大気ダイオキシン類濃度を測定しているか。
- (事務局)・ 焼却炉稼働時にRD社が調査している。土壌の調査では約400pg-TEQ/gの記録がある。
- (尾崎委員)・ ピットに水がたまっている部分について説明がほしい。また、灰がたまっていたということはないか。
- (事務局)・ 焼却炉の構造上、ピットが外側に設けられているが、水は直接外部へ流出する構造ではなく、雨水が長期間にたまっている状況である。灰については、RD社が操業している時に除去したという話を聞いている。
- (尾崎委員)・ 水についてはどんな状況か、調べてはどうか。また、将来の調査のためには、ダイオキシン類のレベルを把握する必要がある、この課題については、保留である。
- (横山委員)・ 焼却炉はいつまで使用されていたか。
- (事務局)・ 平成11年11月に休止したとの記録がある。

【追加調査について】

- ・ 事務局より「追加調査について」(資料3)の説明の後、この件について審議した。
- ・ 追加調査の内容については、了承。また対策工を考えると、地層(難透水層)の連続性と層厚などを把握する(改変の有無を含む)ことが必要。また当該処分場許可時(造成時)や現況の構造などの整理が必要。

【その他】

- ・ データ評価の取り扱いについて、処分場内は廃掃法に定める基準で判断し、処分場周辺および処分場の底部以深にある在来の地盤については地下水環境基準や土壌環境基準等、環境法令に定める基準で判断し、評価していくことを確認。

～委員意見～

- (横山委員)・ 県においては、栗東市の委員会や住民集会の意向も勘案して取組をお願いする。

【閉会】

- (部会長) これをもって、第1回専門部会を終了する。